

各市町村教育委員会教育長 様

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

新型コロナウイルス感染拡大に伴う市町村立学校等の対応について

各市町村教育委員会におかれましては、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じ、適切に御対応いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、令和4年1月11日付け議教第311-39号で、警戒レベルの「1」から「2」への引き上げに伴う対応について通知したところですが、県内では、依然として感染力の強いオミクロン株による感染の増加もあり、引き続き、感染拡大が憂慮される状況にあります。こうした状況を受け、本県では、今般、国に対してまん延防止等重点措置の適用を要請したところであり、適用期間は1月21日（金）から2月13日（日）までが見込まれています。

つきましては、各市町村立学校等におかれましては、別添の県立学校の対応を参考にするとともに、下記の点に留意し、感染防止に係る教職員及び児童生徒、保護者の意識を更に高め、家庭と連携して感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 児童生徒・教職員の検温の徹底を図り、発熱等の風邪症状など感染が疑われる症状が出ている場合は、登校や勤務を控え、速やかに主治医等に相談するようにする。
- 2 学校における感染症拡大防止を図るため、手洗い、正しいマスクの着用、咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策を再度徹底する。
- 3 学習活動や学校行事の実施については、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保する、といった感染防止対策を徹底し、感染防止対策を講じても、なお感染リスクの高い学習活動については行わないものとする。
＜感染リスクの高い学習活動の例＞
 - ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・音楽における「室内で児童生徒同士が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- 4 臨時休業や学級閉鎖、出席停止等により、やむを得ず登校できない児童生徒に対しては、ICTの活用等により、健康観察や双方向の授業、ソフトウェアを活用したドリル学習等を行い、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することについて、遺漏ないよう努める。
- 5 感染が心配で登校を控えるという申し出があった児童生徒については、児童生徒や保護者の不安を丁寧に聞き取り、適切に対応する。

- 6 児童生徒の状況の確認を確実に行うとともに、家族や本人が、感染の後登校できるようになった場合、児童生徒がいじめの対象とならないよう、日頃から学級経営を充実させる。
- 7 スクールバスの運行に当たっては、乗車中は状況によって「3つの密」が生じうることを踏まえ、定期的に窓を開け、換気する、過密乗車を避ける、利用者が多く触れる箇所を消毒する等、感染防止対策の徹底を図る。
- 8 児童生徒や教職員の感染が確認された場合は、令和4年1月14日付け健体第553-73号の通知を参考に適切に対応する。
- 9 部活動については県立学校の対応（1月19日から適応）を参考に各市町村教育委員会の状況に応じて適切に対応する。

＜県立学校の対応＞

- (1) 通常登校時は、実施を可とする。

ただし、活動は校内に限定（学校施設以外の利用は不可）し、顧問立ち会いの下、競技の特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で、感染リスクの低い活動にとどめる（生徒のみの自主練習等は不可）。

また、県の「適正な部活動の運営に関する方針」を踏まえ、活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度とし、土・日曜日のいずれか1日を休養日とする。

- (2) 土・日曜日の活動については、各地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで実施の可否を判断するのではなく、学校として、各部活動の意義や目的に照らして、その必要性を慎重に判断する。

- (3) 今後、感染が更に拡大し、分散登校等になった場合は、部活動を休止とする。

ただし、全国大会、関東大会及びその予選会等に参加する場合は、感染防止対策を徹底した上で、必要最小限の活動を可とする。

なお、活動する場合は、放課後等に部員全員が改めて集まることなく、登校している学年や学級ごとの活動にとどめる。

- (4) 合同練習や練習試合、発表会、大会などの他校との交流を伴う活動及び宿泊を伴う活動については、県の内外を問わず行わないこととする。

ただし、全国大会、関東大会及びその予選会等への参加は、感染防止対策を徹底した上で、認めるものとする。

- (5) 下記事項については、引き続き、指導を徹底する。

- ① 生徒や教職員等に対し、健康管理の徹底はもとより、本人及び家族等に発熱や体調不良など少しでも異変があった場合は、活動への参加を控えるよう指導する。
- ② 休憩時間や部室等での更衣時及びミーティング等において、マスクなしの近距離での会話や会話しながらの飲食等を行わないよう指導する。
- ③ 部室等の利用に当たっては、十分な換気を行うとともに、人数を制限して密集を避けるなど、感染防止対策を徹底する。
- ④ 活動終了後は、速やかに帰宅するよう指導する。

【担当】

学校人事課	電話	027-226-4593
義務教育課	電話	027-226-4615
特別支援教育課	電話	027-226-4656
健康体育課	電話	027-226-4711

